

事務所通信 かわらばん ぬのかわ

第85号
2011年1月15日

<http://www.nunokawa.co.jp/>

発行人 布川博
編集責任者 高橋毅志

「税金以外のことで気軽に相談できる事務所」を目指して

所長 布川 博



明けましておめでとうございます。

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

「中小企業にとって厳しい経済環境が続いています。」・・・すっかり枕詞となってしまう。

政府は、法人税の減税、相続税・高額所得者の所得税の増税へと舵をきった様ですが、法人税の減税は赤字企業にとっては何の恩恵もありません。

「税金が大変」と、嬉しい悲鳴をあげる中小企業が多くなる日が一日も早くおとずれることを望んでやみません。

今年も、「税金以外のことで気軽に相談できる事務所」を目指して頑張りますので、宜しくお願い致します。

確定申告の時期が近づいてきました

第3課 小貫 秀爾

還付申告についてご存知ですか？

確定申告書を提出する義務のない人でも、給与等から源泉徴収された所得税額や予定納税をした所得税額が年間の所得金額について計算した所得税額よりも多い時は、確定申告することによって、納めすぎの所得税の還付を受けることができます。

例えば平成22年中に・・・

- 住宅ローンを利用して住宅を新築・購入した
- 住宅の増改築(耐震・バリアフリー・省エネ工事 等)をした
- 一定額以上の医療費を支出した
- 災害や盗難などにあつて資産に損害を受けた
- 年の途中で退職をして年末調整をしていないので税金が納めすぎになっているなどです。

還付申告は1月1日から提出できますので、お早めに担当者までご相談ください。

小規模企業共済の加入対象者が拡大されます

第3課 小貫 秀爾

平成23年1月1日から、個人事業主の配偶者や後継者などの『共同経営者』も2名まで加入できるようになります。

共同経営者の掛金も全額所得控除の対象になるメリットがあります。

共同経営者とは、次の1. 2両方の条件を満たすものとされています

1. 事業経営において重要な意思決定している、又は事業に必要な資金を負担している
2. 事業の執行に対する報酬を受けている

次期経営計画の策定を実施しました

第3課 高橋 毅志



今回ご参加頂きましたのは、株式会社山英プロジェクトの代表取締役である山崎英樹さんです。同社は龍ヶ崎市を中心にアポロ代行の商号で運転代行業を営んでおります。

内容は、前期実績の分析から当期の課題を検討し、売上高、限界利益率、固定費、目標利益を策定しました。そして月次損益計算書と予算損益計算書を対比しながら今後の会社経営の参考資料とします。

写真左から:代表取締役 山崎英樹さん、高橋

【社長さんからのコメント】

高橋さんのアドバイスを頂き、次期経営計画を作成しました。これからも、コストを抑え無駄を無くし、社員教育の徹底を行い、目標をクリア出来る様に、努力していきたいと思っております。

【担当者コメント】

毎年次期経営計画には積極的に参加していただき、目標を掲げ、着実に目標を達成しています。これからも会社経営のお手伝いできればと思っています。

今年も宜しくお願い致します。



編集後記

あけましておめでとうございます。

本年もこれまで以上に「かわらばんぬのかわ」のより良い紙面作りに取り組んで参りますのでよろしくお願い申し上げます。

(高橋 毅志)